特別寄稿

地域統合とアジア太平洋/東アジア―理論と現実

山本吉宣*

はじめに

地域統合の動きは、ごく最近でも極めて盛んである。アメリカをふくむ9カ国は環太平洋経済提携協定(TPP: Trans-Pacific Partnership)の交渉をおこなっており、2011年、日本がその交渉への参加の意図を示すや、ASEANは、それに対抗するように、ASEAN+6のFTAを推進することを表明し、中国はそれを支持した。また、東アジア・サミットは、同年、アメリカとロシアを含んだASEAN+8となり、アジア太平洋/東アジアの政治・安全保障に大きな役割を果たすようになった。このような流れとともに、韓国とアメリカは二国間FTAを批准させ、日本をはじめとする東アジアの国々は、二国間のFTAをさらに拡大しようとしている。

このような現象を念頭において、本稿は、国際的な統合論の視点から、アジア太平洋、東アジアにおける地域統合の歴史的展開を明らかにしようとするものである。第1節では、地域統合の理論に関する簡単な紹介と分析が試みられる。そこでは、経済的な地域統合、社会統合、政治統合、安全保障共同体論などの理論およびそれらの理論の間の関係が検討される。第2節は、第2次世界大戦以後の世界に見られた地域統合の展開を考察する。そこでは、58年のEEC発足以来、地域的な統合には、4つの波があったことが示され、現在は第4の波にあると論じられる。また、4つの波がデータによって検証される。さらにこれら4

* 東京大学名誉教授.

교보문고 KYOBO Book Centre

つの波と第2節で述べられた地域統合の理論との相互関係が考察される。第３節では、地域統合の4つの波のなかで、アジア太平洋、東アジアの統合の試みがどのように展開をしてきたかを考察する。

第1節 地域統合の理論[1)]

地域統合の一つのイメージは、ある地理的な範囲のなかで、そこに属する国家の間に経済的、社会的、政治/安全保障上の密接な制度的、実質的な関係が成り立っている地域ということであろう。しかし、このような地域統合の内包(地域内部のあり方)、外延(域外との関係)は、さまざまな形態をとるであろうし、また時代によって変化するであろう。たとえば、本稿で後に明らかにするように、第2次世界大戦後、地域統合は、4つの波を伴って現れたが、地域統合の内包と外延は、それぞれの波によって異なり、したがって、現実に合う地域統合の理論も異なってこよう。このことは、順次明らかにしていくことにして、ここでは、経済、安全保障、社会、そして政治の4つの分野を考え、地域統合の理論の素描をすることにする(図１）。

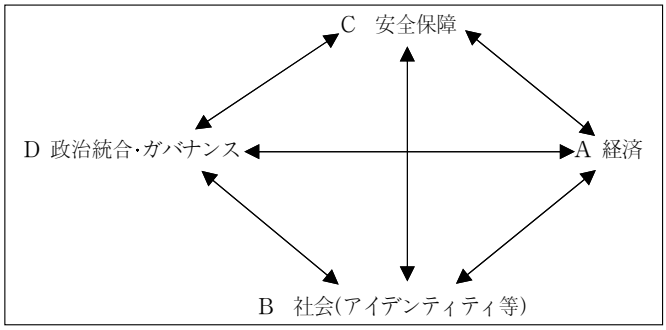

図１ 統合の分野と相互関係

出典）筆者

1) この節の議論は、山本吉宣「地域統合の理論とアジア―地域複合体と地域国際社会のはざまで」天児慧他編『アジア地域統合学』(勁草書房)(近刊)と重なるところがある。

교보문고 KYOBO Book Centre

1. 経済統合

たとえば、バラッサ(Bela Balassa)的な地域経済統合論は、自由貿易協定/関税同盟から始まって、生産要素(労働と資本)の自由な移動を許す共同市場、さらには、労働、金融、通貨などの政策の統合(経済同盟)というプロセスを考える(図1のAから直接、Dにいたる)[2]。これは、E. ハース(Ernst Haas)たちの新機能主義と強い親和性をもっている。すなわち、新機能主義は、実務的な協力しやすい分野(特に経済分野)から統合をはじめると、その分野と密接な関係のある他の分野への協力につながり(自動的あるいは、意識的に)波及していく(spill over)。このようなプロセスは、つぎつぎと新しい分野を含んだ統合をもたらす。そして、最終的には政治的な統合にいたるというものである(これも、Aから始まってDにいたるものである)[3]。ただ、経済統合を考えても、自由貿易協定で終わるもの、関税同盟から共同市場にいたり、そこで終わるもの、そして、共同市場から経済同盟にいたるものなどさまざまである。そして、バラッサの統合論もハースの統合論も、ヨーロッパのEECの統合を念頭に、関税同盟を考えているといえよう。FTAでは、域外関税については各国の主権が維持されているのに対して、関税同盟では、域外関税は一律の共通関税であり、域外関税の設定については、加盟国は主権を地域統合に委譲している。

ただ、後でくわしく述べるように、80年代の後半からは、地域統合の第2の波が起き、大陸規模の地域統合が目指され、90年代後半からは第3の波[4]に入り、

---

2) Bela Balassa, *The Theory of Economic Integration*, Homewood(Ill): Richard Irwin, 1961.ヨーロッパ経済統合の現状については、たとえば、Richard Baldwin and Charles Wyplosz, *The Economics of European Integration*, (2nd ed.) London* McGraw-Hill, 2004.ただ、他所でも触れるが、政治に関しても、経済に関しても、EUが高度に統合され、制度化されたために、統合のプロセスというよりは、現在の制度において、いかにEUが機能し、作動しているかに焦点を合わせることが顕著である(統合体の理論) 。その点、統合論、比較地域論とは異なる発展を示している(EU政治論、EU経済論とでも言うべきか) 。

3) 新機能主義(neofunctionalism) については、Antije Wiener and Thomas Diez, *European Integration Theory* (2nd ed.) Oxford: Oxford University Press, 2009, chapter 3 (東野篤子(訳)『ヨーロッパ統合の理論』勁草書房、2010年)。

4) 第3の波については、たとえば、Theresa Carpenter, 'A Historical Perspective on Regionalism,' Richard Baldwin and Patrick Low, eds. *Multilateralizing Regionalism*, Cambridge: Cambridge University Press, 2009, chapter 1, particularly pp.22-23.

교보문고 KYOBO Book Centre

多くの二者間FTAが締結される。そして、それらの新しい波における地域統合に関しては、バラッサやハースの理論は、必ずしも現実にあったものとはいえなかった(本稿の文脈で言えば、彼らのモデルは地域統合の第1の波における理論であった)。そして、それぞれの波に応じて、どのような地域統合の理論が展開されていったかは後に順次述べていくことにする。

2. 社会統合

カール・ドイッチュ(Karl Deutsch)の交流理論は、社会(B)に注目する。彼は、ある地域を考えた場合、その地域に住んでいる人々の間に基本的な価値が共有されているかどうかに着目する(図1のB)。そして、もしリベラルな価値が共有されているとすると、その地域に複数の国が並存していてもそれらの国の間には、武力行使は考えられない多元的安全保障共同体(pluralistic security community)が形成されるとする(図1のC)[5]。ここで、特徴的なことは、ドイッチュは、価値の統合(B)と政治統合(D)とは、別のものであるとしていることである。ちなみに、ドイッチュが社会統合から出発して、安全保障共同体にいたる道筋を示しているのに対して、最近、クプチャンは、敵対する国が友好関係を再構築し、さらには安全保障共同体(図1のC)に進み、そのあと社会統合(B)がなされ、また経済統合(A)が進むと、そのあと政治統合(A)にいたる、という仮説を提示している[6]。

3. 安全保障

1) 多元的安全保障共同体

多元的安全保障共同体は、ドイッチュ的な社会における基本的な価値の共有(図1のB)に基づいて形成されるものだけではなく、経済的な密なる相互依存(A)によってももたらされようし、また、当該地域の国家間関係を律するルールのあ

5) Karl W. Deutsch et al., *Political Community and the North Atlantic Area : International Organization in the Light of Historical Experience*, Princeton, N.J. : Princeton University Press, 1957

6) Charles A. Kupchan, *How Enemies Become Friends: The Sources of Stable Peace*, Princeton: Princeton University Press, 2010

교보문고 KYOBO Book Centre

り方(D)によってももたらされよう[7]。安全保障における多元的安全保障共同体は、各国の主権を委譲するようなことは考えておらず(むしろ、主権尊重、内政不干渉という原則が強調される)、紛争があっても武力行使はしないという慣行(practice)が支配的になっているというものである[8]。

2）地域の安全保障複合体

このことから、地域の安全保障には、いくつかの類型が存在することがわかる。B.ブザン(Barry Buzan)たちによれば、地域の安全保障システムは、地域内諸国間の力の分布、グローバル・レベルや他の地域との関連などに影響されるとともに、①スタンダードな地域安全保障複合体(standard regional security complex)、②安全保障レジーム、そして③安全保障共同体と三つの類型があるという[9]。①は、アナキー、勢力均衡などが支配的なものである。②の地域の安全保障レジームは、地域において、安全保障のレジームが形成されているものであり、③の安全保障共同体は、武力行使の可能性はない、というものである[10]。もちろん、安全保障の分野においても、安全保障分野の統合(国家の権限の超国家組織への委譲)が考えられないわけではない[11]。そのような統合が進み当該の地域の唯一の軍事組織となれば、その地域は、ウェーバー的な意味での主権国家となる。

---

7) Bruce Russett 'A Neo-Kantian Perspective: Democracy, Interdependence and International Organizations in Building Security Communities,' Emmanuel Adler and Michael Barnett, eds., *Security Communities*, Cambridge: Cambridge University Press, 1998, chapter 11.

8) Vincent Pouliot(2010), *International Security in Practice: The Politics of NATO-Russia Diplomacy*. New York: Cambridge University Press.

9) ブザンの地域安全保障複合体をベースとしつつも、P. モーガン(Patrick Morgan)は、安全保障の管理の形態を地域の秩序とよび、5つのことなるレベルに分けている。それらは、勢力均衡(力を力で制約する)、大国間協調、集段的安全保障、多元的安全保障共同体、統合、の5つである。Patrick Morgan, 'Regional Security Complexes and Regional Orders,' David Lake and Patrick Morgan, eds., Regional Orders: Building Security in a New World, University Park: The Pennsylvania State University Press, 1997, chapter 2.

10) 安全保障の類型については、似たようなものとして、クプチャンがある。クプチャンKuは、対立→友好関係の再構築rapprochement→安全保障共同体security community→統合unionという経路を考えている。Kupchan, op. cit.

11) 以上、Barry Buzan and Ole Waever, *Regions and Powers: The Structure of International Security*, Cambridge: Cambridge University Press, 2003, chapter 3.

교보문고 KYOBO Book Centre

4. 政治統合と地域ガバナンス

図1のDについては、統合理論の文脈からは、いくつかの異なる視点がある。その一つは、政治統合(political unification)であり、それは、統合の最終的な結果として、その地域が主権国家となることである(連邦主義などがその例である[12])。そこでは、もちろん、図1に示した、経済統合が進み(A)、また地域の社会的な価値の統合やアイデンティティが形成され(国家を超えた地域のアイデンティティ)(B)、安全保障でも多元的な安全保障共同体ができ(C)、その上に、憲法を持ちひとつの政府、軍、外交権を持ったものが形成されるというパターンがある[13]。

今ひとつは、当該の地域において、そのようなひとつの主権国家が形成されることを求めるのではなく、さまざまな分野でそれぞれに統合された国際組織(主権の共有)があり、また国際レジームが形成されるが、主権国家とはならず、さまざまなレベルの統合を組み合わせてガバナンスをはかるというものである。もちろん、地域のガバナンスは主権の共有が起きる前にも、国家間の協調が確立し、そこでは、主権を自己制約したり相互制約したりするガバナンスもあろう(相互制約的な体系negarchy)[14]。

第2節 地域統合の4つの波－経済統合の視点から

1. 4つの波素描

本節においては、地域統合、それもとくに経済を中心にした地域制度を考察

12) 連邦主義に関しては、たとえば、ヴィーナー/ディーズ、前傾書、第2章。
13) デュードニィーは、このような諸分野の統合のプロセスの結果国家を超えての主権国家が形成されるのではなく、国家間の相互の破壊力が強く、ひとつの国家を形成しなければ破滅が防げないとき、国家が形成されるという仮説を提示している(Daniel H. Deudney, *Bounding Power: Republican Security Theory from the Polis to the Global Village*, Princeton: Princeton University Press, 2008. particularly chapter 9
14) Daniel H. Deudney, ibid.

교보문고 KYOBO Book Centre

する。地域の経済制度は多様であるが、第2次世界大戦後、GATTが発足して以後(1947年～)は、地域の経済統合のひとつの指標は、GATT24条に示されている、地域的な自由貿易、関税同盟という地域経済協定であった。このルールを基にして、1958年、ローマ条約でEECが発足して以来、多くの地域協定が作られてきた。筆者は、1958年以後、約50年にわたる動きを見て、かねてより、地域統合には、４つの波があり、現在は第４の波の真っ只中にある、という持論をもっている[15]。以下、この持論に基づいた議論を展開することにする。まず４つの波を簡単に説明し、そのあとデータをもとに、4つの波を検証したい。

(1) 第1の波

第1の波は、50年代末にヨーロッパ統合(EEC)が出発したことから始まり、それはヨーロッパの中でEFTAの形成をもたらし、また60年代、70年代には、ラテン・アメリカ、アフリカに広がった。その特徴は、先進国は先進国と、また開発途上国は、開発途上国と経済統合を進めようとし、メンバーは、経済的にも、政治的にも均質なものであった。さらに、その形態は、小多角主義[16]であり、複数の、それほど多くはない国が地域統合を進めようとするものであった。加えるに、第1の波の地域統合は、隣接した国同士で試みられ、ヨーロッパ、ラテン・アメリカ、アフリカなどの地域の内部で形成されることが通例であった。したがって、単に経済だけではなく、政治的、さらには文化的な共同体が目指されることも見られたのである。そして、先に述べた地域統合論における政治・経済的なさまざまなモデルは、この第1の波において形成されたものといってよい。第1の波においては、いくつかの小多角主義的な経済統合が試みられたものの、成功

15) たとえば、山本吉宣『国際レジームとガバナンス』有斐閣、2008年、第8章。

16) 地域統合(協定) を考える上で、それにいくつの国が参加しているかを如何に特徴づけ、またどのような名前で呼ぶか、意外と難しい。地域協定には、二国間(bilateral)のものもあり、三カ国以上の国が参加することもある。三カ国以上といっても比較的少数の国が参加する場合もあり、現在のEUのように、28もの国が参加しているものもある。また、WTOを考えると、それへの加盟国は150位である。名前として、WTOそのものを多角的(multilateral)貿易システムとすれば、二国間の協定(bilateral) を除いて、三カ国以上、かなりの数の参加国を持つ地域協定を何と呼ぶかが問題となろう。ときに複数主義(plurilateral)という言葉が使われる。本章では、地域協定に限って、二国間、小多角主義、大多角主義、と呼んでおくことにする。

교보문고 KYOBO Book Centre

したのは、EEC(EC)に限られたものといってよかった。

(2) 第2の波

地域主義の第2の波は、80年代後半から始まる。第2の波の特徴は、大地域統合への動きを伴ったことである。ECは、深化と拡大への動きを強めた。そして、この動きは、冷戦の終焉によって、スウェーデンなどの北欧諸国だけでなく、中欧諸国へも広く拡大するとするものであった(現在では27のメンバーを持つ)。また、西半球においては、89年米加自貿易協定、94年北米自由協定が結ばれ、94年には、西半球全体を覆うFTAAを結ぼうという宣言が出される。目をアジア太平洋に向ければ、89年、APECが形成され、それには、アメリカ、カナダ、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、ASEANが加わり、後3つの中国(中国、台湾、香港)が加わり、さらにメキシコ、チリ、ロシアに拡大するのである。

この第2の波は、大陸規模の地域統合を目指すものであったが、そのことによっていまひとつの特徴を持つことになった。それは、先進国と開発途上国がともに入った経済協定が多く現れることである。たとえば、APECには、アメリカや日本の先進国とASEAN諸国がともに入っていた。第2の波の特徴のさらにいまひとつのものは、単に貿易だけはなく、投資などが重視されたことである。第2の波は、GATTのウルグアイ・ラウンド(1986−1994)が行われている最中に顕在化したものであり、地域協定は、ウルグアイ・ラウンドが失敗したときのセイフティ・ネットとして考えられ、また大きな地域協定を作って、発言力を強めようとするものであった。通常、この第2の波は、新しい地域主義(new regionalism)と呼ばれた。

第2の波は、もちろん第1の波で形成された地域統合を破壊したり無にするものではなく、むしろ、第1の波に付け加わったものであった。すなわち、ヨーロッパ統合はすすみ、67年に形成されたASEANは、さらに発展しAFTAをつくり、APEC、さらには、安全保障枠組みのARFの核心となっていた。

ただ、第2の波であらわれた大陸規模の地域統合は、それぞれ極めて異なる特

교보문고 KYOBO Book Centre

徴を持つものであった。EUは、大いに制度化した統合体であり、北米/西半球は、多角的なFTAを目指すものであり、APECはそのどちらでもない開かれた地域主義に基づくものであった。これらすべてを説明するような統一的な地域統合の理論の構築は困難であった。

(3) 第3の波

第3の波は、このような第1の波、第2の波にかぶさって、90年代の後半から見られるものであった。第3の波の大きな特徴は、第2の波とは逆に、2国間で多くの自由貿易協定が形成されるようになったことである。第1の波が小多角主義、第2の波が大多角主義であるとするならば、第3の波では、二国間主義(bilateralism)が極めて顕著であり、それは今でも続く。第3の波の一つの特徴、あるいはそれを引き起こした一つの理由でもあるのは、いわゆる「移行経済」諸国の間に多くの二国間FTAが結ばれたことである。これは、冷戦が終焉し、ソ連が15の共和国に分裂し、90年代を通してまた現在まで、「移行経済諸国」が経済的に生き延び、国際経済に関わっていく一つの手段として二国間の協定という手段がとられてきたことをあらわす。また、二国間主義は、WTOは言うに及ばず、大および小多角主義での利害調整のわずらわしさを回避可能とするものであった。そして、第3の波は、1995年WTOが設立され、2001年に発足したドーハ・ラウンドが停滞した中で展開するのである。

二国間主義にもとづくFTAは、極めて柔軟な政策手段として使われる可能性がある。そして、それは、大陸を越えて結ばれる。たとえば、アメリカは、中東のヨルダンやモロッコとFTAを結ぶ。また、日本も、GCC(湾岸諸国会議)やスイスとFTAをむすぶ。FTAは、もはや、小多角主義、大多角主義による、われわれが常識的に持つ「地域」では捉えることのできないものとなっている。また、二国間主義が蔓延し、それが大陸を越えたものとなって行く理由の一つとしては、経済関係がグローバル化し、FTAの間の競争の原理が働くからである。

すでに何回も述べたように、第1の波、第2の波、そして第3の波は、現在では、重ね合わさるようにして存在している。第1の波で作られた小多角主義は拡

교보문고 KYOBO Book Centre

大しつつも健在であり、大多角主義(大地域)も存在している(ただし、西半球におけるFTAA構想はなかなか具体化されず、またAPECは滞っているが—APECについては後述)。そして、その上に、積極的な二国間主義がかぶさっているのである。

(4) 第4の波-FTAの多角化

二国間のFTAの蔓延は、一方では経済の自由化を進めるとともに、地域を分断し、またスパゲッティ・ボールといわれる複雑な、時に非効率的なシステムを作り出した。ここに、二国間のFTAをより広域なものに統合していく第4の波が引き起こされた。たとえば、東アジアにおいて、現在ASEAN、日本、中国、韓国の間に二国間のFTA(EPA)がいくつか結ばれており、もしこれが、13カ国の間に多角的なFTAが結ばれるようになれば、大多角主義に収斂しよう(これは、ASEAN+6についてもいえる)。また、APECのような大地域において、大地域のFTAが形成されれば、分断した地域が再び一つのものとなり、スパゲッティ・ボールではなく、すっきりしたFTAが作られるであろう。事実、2000年代半ば以来、APECをベースとして、広域のFTAを作ろうとする動きが見られるようになった(FTAAP)。2010年の横浜におけるAPECの首脳会議において、FTAAPの形成に関して、ASEAN+3、ASEAN+6、TPPをベースとすることが宣言された。

3. データから見た地域統合の波

以下、データに基づいて、地域統合の波を考察してみたい。ただし、データそのものが、2004年までであり、また、第4の波で想定される多角的なFTAは、いまだ構想段階か(たとえば、ASEAN+6のFTA)よくて交渉中(たとえば、TPP)であるため、データによる検討は、第3の波までである。

(1) 地域協定の頻度

表1は、1958年から現在に至るまで、それぞれの年に、GATT/WTOに通告

교보문고 KYOBO Book Centre

された地域協定の頻度を示している。一つは地域協定全体の頻度である。二番目は、地域協定のなかで、3カ国以上が加入している地域協定(多角的な協定)で、それぞれの年に設立が通告されたものである。三番目のaccession(加入)とされているものは、既存の多角的な地域協定に新たに加入した通告数である(既存の多角的な地域協定にあるひとつの国が加入する)。四つ目のaccession'というのは、既存の多角的な地域協定に、新規加入ではないが、たとえば、それとFTAを結んでいく、というものである(「加入」、あるいは二者間協定と呼べる)。五つ目は、新たに二国間の協定が通告された件数である。表1を図式化したのが図2である。

図2をみると、通告された地域協定の頻度(全体の頻度)は、1958年から、90年代の初頭まで、それほど大きな変化はない。これが第1の波である。しかし、90年代の初頭から大きく増大し、年平均、5~10となる。これが、1990年代末まで続く。これが、第2の波である。しかし、90年代末から2000年代以降、さらに急速に増大する。2004年には、26の地域協定が通告される。これが、第3の波である。

図2から、第1の波、第2の波、そして第3の波の特徴を考えてみよう。第1の波においては、二国間の地域協定はほとんど見られず、多角的な協定、新規加入がほとんどである。第2の波(80年代末から90年代末)においては、93，94，95年と、地域協定の頻度が上がるが、そのなかで新しい多角的協定も数多く結ばれ、また既存の多角的協定への「加入」も見られた。しかし、90年代半ばになると、その勢いは衰え、95年以降は、二国間協定が主流となる(それは年4つぐらいの安定したものであった)。

しかし、2000年になると、二国間協定が急激に増大する。そして、既存の多角的協定に「加入」したり、実際に加入する傾向が増大する。「加入」も加入も一方は既存の多角的協定、他方は一つの国であり、二国間的な色彩が強い。第3の波の特徴は、まさに、二国間主義といってよいであろう。

교보문고 KYOBO Book Centre

表1 地域協定の頻度

年度	全体	多角	加入	「加入」	二国間
1958年	2	2	0	0	0
1959年	0	0	0	0	0
1960年	1	1	0	0	0
1961年	1	1	0	0	0
1962年	0	0	0	0	0
1963年	0	0	0	0	0
1964年	0	0	0	0	0
1965年	0	0	0	0	0
1966年	0	0	0	0	0
1967年	0	0	0	0	0
1968年	1	1	0	0	0
1969年	0	0	0	0	0
1970年	1	0	1	0	0
1971年	1	0	0	1	0
1972年	0	0	0	0	0
1973年	6	2	1	3	0
1974年	0	0	0	0	0
1975年	0	0	0	0	0
1976年	2	1	0	1	0
1977年	2	0	0	1	1
1978年	0	0	0	0	0
1979年	0	0	0	0	0
1980年	0	0	0	0	0
1981年	3	2	1	0	0
1982年	0	0	0	0	0
1983年	1	0	0	0	1
1984年	0	0	0	0	0
1985年	1	0	0	0	1
1986年	1	0	1	0	0
1987年	0	0	0	0	0
1988年	1	1	0	0	0
1989年	2	1	0	0	1
1990年	0	0	0	0	0
1991年	3	1	0	1	1
1992年	2	1	0	1	0
1993年	11	2	0	5	4

교보문고 KYOBO Book Centre

1994年	6	4	0	1	1
1995年	10	1	2	2	5
1996年	6	0	0	1	5
1997年	9	2	1	2	4
1998年	5	0	0	1	4
1999年	8	1	1	2	4
2000年	11	3	0	4	4
2001年	12	0	0	5	7
2002年	15	1	1	4	9
2003年	14	0	1	5	8
2004年	26	0	2	3	21

出典）WTOのデータから筆者作成

図 2　地域協定の頻度

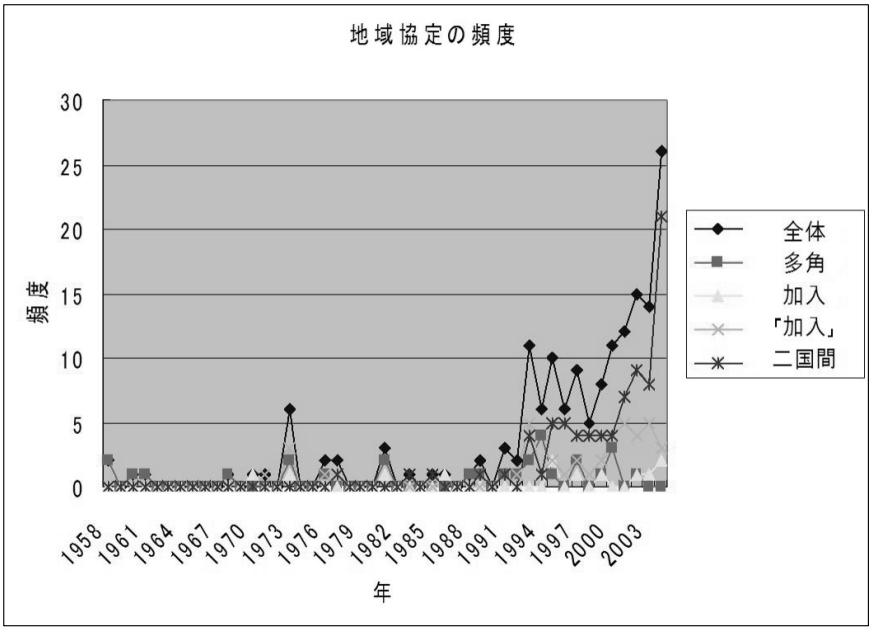

(2) 経済発展の程度の組み合わせ

では、地域協定をむすぶとき相手国の経済発展レベルはどのようなものであろうか。先進国は、先進国と、開発途上国は開発途上国と結ぶのであろうか。表2は、地域協定におけるメンバーの経済発展度の組み合わせの推移を示したもの

교보문고 KYOBO Book Centre

である。表2(図3)には、6つの可能な組み合わせが示されている。まず、経済発展のレベルとして、先進国、開発途上国、そして、移行経済諸国の3つを考えている。移行経済諸国とは、社会主義から市場経済並行する国であり、冷戦後の90年代以降のカテゴリーである。そうすると、組み合わせは、①先進国―先進国、②先進国―開発途上国、③先進国ー移行経済国、④開発途上国―開発途上国、⑤開発途上国―移行経済国、⑥移行経済国－移行経済国、の六つとなる。

まず、第1の波の初期においては、少なくとも70年代以前は、先進国は先進国と、開発途上国は開発途上国と地域協定を結んでいた。そして、70年代に入ると先進国と開発途上国との協定が結ばれるようになるのであるが、80年代後半までは、先進国と開発途上国との統合は、それほど多いものではなかった。しかし、第2の波が本格化する90年代に入ると、先進国と開発途上国間の地域協定は急速に増大していく。さらに、開発途上国同士の協定も増大する。また、当然のことかもしれないが、移行経済国を含む地域協定が急速に増大していく。90年代の初頭(90年―94年)には、開発途上国同士、移行経済諸国同士、先進国同士、先進国と移行経済国、など多様な地域協定が、ほぼ同じ頻度で見られたのである。第2の波の特徴である。

しかしながら、その後、とくに移行経済国同士の協定は増大し、頻度においては、一番大きなものになる。さらに、先進国と開発途上国との地域協定も大いに増大する。そして、開発途上国同士の協定も形成頻度は大きい。このような動きとは対照的に、先進国同士の地域協定は、他と比較すれば、頻度の少ないものとなる。そして、表１(図２)とあわせ考えると、移行経済諸国同士、先進国と開発途上国、開発途上国同士の協定の多くは二国間で行われている。これが、第3の波の特徴である。

교보문고 KYOBO Book Centre

表2 地域協定における経済発展のレベルの組み合わせ

年	先—先	先−開発	先ー移行	開ー開	開ー移行	移—移	全体
58-64	2	0	0	1	0	0	3
65-69	0	0	0	1	0	0	1
70-74	5	1	0	2	0	0	8
75-79	0	3	0	1	0	0	4
80-84	2	1	0	2	0	0	5
85-89	1	1	0	2	0	0	4
90-94	3	3	4	5	1	5	21
95-99	3	7	0	4	2	16	32
00-02	0	11	4	8	2	5	30
03-	2	9	0	4	2	16	33
全体	18	36	8	30	7	42	141

出典)Jo-Ann Crawford and Roberto V. Fiorentina, "The Changing Landscape of Regional Trade Agreements," World Trade Organization, Geneva, Discussion Paper No.8, 2005, Table1.

図 3　地域協定における経済発展のレベルの組み合わせ

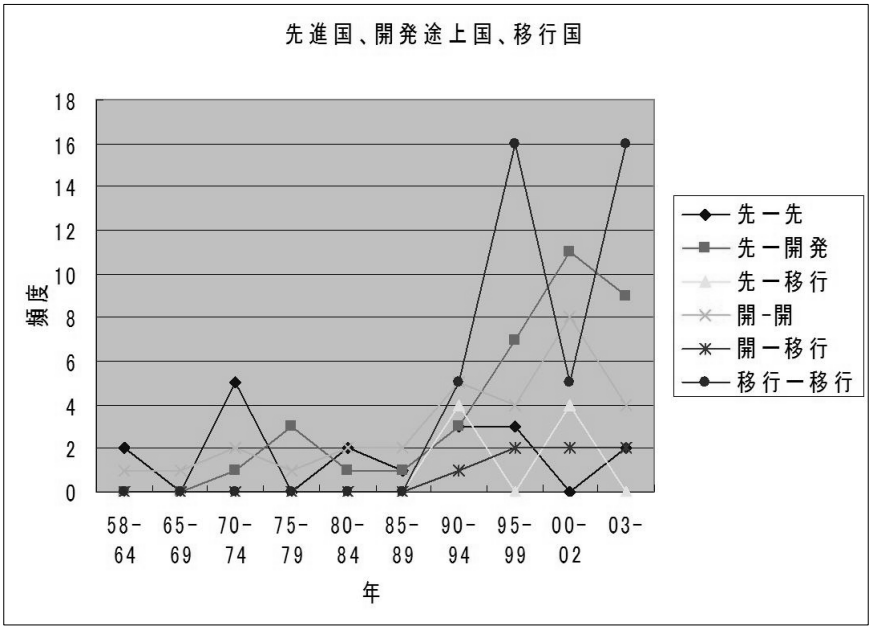

出典)筆者

교보문고 KYOBO Book Centre

(3) 交差地域協定

地域経済統合は、通常は、近隣諸国の間に行われると考えられている。しかし、第2の波においては、大陸規模の地域統合が現れ、さらに大陸を超えた協定も結ばれるにいたっている。たとえば、身近なものを考えても、日本―メキシコFTA、韓国―チリFTAなどである。このような大陸を越えた協定を交差地域協定(cross-regional agreements)という。表3には、1958年以来の地域協定の全体の頻度と、そのなかでの交差地域協定の頻度が示されている(Crawford and Fiorentino 2005)。彼らは、WTOに通告され、現在有効な地域協定の中で、交差地域協定は約10%であるとしている。しかし、彼らは交差地域の定義をしていないし、時系列的な変化も示していない。

交差地域の定義はむずかしい。ここでは、「大陸」を超えて結ばれた協定を交差地域協定と呼ぶ。ただ、「大陸」を定義することはこれまた容易ではない。ここでは、「大陸」を西半球、アフリカ、ヨーロッパ(旧ソ連を含む)、アジア(東アジア、南アジア、オセアニア)の4つとし、それらの間に結ばれた協定を交差地域協定とした。そして、現在では、交差地域協定は、国単位の協定か、一方は多角的協定、他方は国単位、という形態をとっている。

さて、表3を図示したのが、図4である。WTOの通告資料によれば、はじめての交差地域協定は、1968年のエジプト、インド、ユーゴスラビアの三カ国(tripartite)による特恵関税協定である。しかし、以後、それほどの頻度では交差地域協定は結ばれていない。しかし、80年代の後半から90年代の前半の第2の波において、徐々に顕在化していく。そして、90年代末からの第3の波において、急速に増大していく。

表3 交差地域の地域協定の変化

年度	全体	交差地域協定
1958年	2	0
1959年	0	0
1960年	1	0
1961年	1	0
1962年	0	0

교보문고 KYOBO Book Centre

1963年	0	0
1964年	0	0
1965年	0	0
1966年	0	0
1967年	0	0
1968年	1	1
1969年	0	0
1970年	1	0
1971年	1	0
1972年	0	0
1973年	6	1
1974年	0	0
1975年	0	0
1976年	2	1
1977年	2	1
1978年	0	0
1979年	0	0
1980年	0	0
1981年	3	0
1982年	0	0
1983年	1	0
1984年	0	0
1985年	1	1
1986年	1	0
1987年	0	0
1988年	1	0
1989年	2	1
1990年	0	0
1991年	3	1
1992年	2	0
1993年	11	1
1994年	6	0
1995年	10	0
1996年	6	0
1997年	9	2
1998年	5	1
1999年	8	1
2000年	11	5

교보문고 KYOBO Book Centre

2001年	12	5
2002年	15	2
2003年	14	4
2004年	26	7

出典)WTOの資料から筆者作成

図 4　交差地域協定の変化

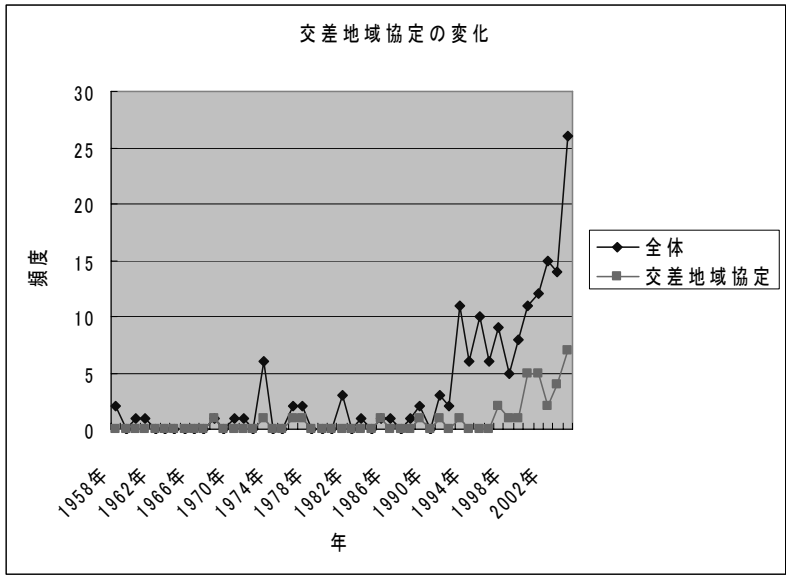

(4) 3つの波のまとめ

以上、3つの波をデータに基づいて検討した。その結果が表4に示してある。第1の波においては、地域協定の形成は(今と比べると)それほど多くはなく、サイズは小数の加盟国からなる小多角的なものであった。その小多角的な協定は、加盟国から見れば均質的なものであり、先進国は先進国と、開発途上国は開発途上国で結ばれるものであった。そして、大陸を越えて結ばれる協定は少なかった。

第2の波においては、地域協定の頻度は頻繁になり、大陸規模の協定が目指された。そして、地域協定は、先進国と開発途上国を含む、異質なメンバーを包摂することが多くなった。そして、大陸をまたいで形成される交差地域協定も見られるようになった。90年代末からの第3の波においては、極めて頻繁に地域協

교보문고 KYOBO Book Centre

定、それも二国間の協定が結ばれるようになる。そして、それらの協定は、一方で、移行経済諸国間、開発途上国間に結ばれる均質的なものが多く見られ、他方では、先進国と開発途上国の間で結ばれる異質なメンバー間の協定も増加した。また、先進国同士の新たな協定は少ない(先進国同士は飽和しているのであろう)。そして、大陸を越えた、交差地域協定は極めて頻繁に見られるものとなった。以上、これらの三つの波の特徴は、1.で述べた、質的な特徴とよく合致するものであった。

表 4　三つの波のまとめ

	第1の波 (~80年代)	第2の波 (80年代末~90年代前半)	第3の波 (90年代末~2000年代)
地域協定の形成頻度	それほど多くはない	頻繁になる	極めて頻繁
サイズ	少数の加盟国	大規模の協定	二国間協定
加盟国の均質性、異質性	均質 先進国同士、 開発途上国同士	異質 先進国と開発途上国	均質＋異質 移行国同士 開発途上国同士 先進国と開発途上国
交差地域協定	少ない	散在	かなりの協定が交差地域

第3節　4つの波とアジア、アジア太平洋における地域統合

1. 第1の波とアジア

第1の波においては、アジア太平洋あるいはアジアは、冷戦に完全に分断されていたといってよい。そこでは、一方で、アジア太平洋において先進国(アメリカ、日本、オーストラリア等)の経済協力(統合)が考えられ(しかし結実しなかった)、他方では、東南アジア諸国連合(ASEAN)がようやく1967年発足した。ASEANは、ベトナム戦争下での激しい冷戦の中、反共諸国によるものであるが、基本的には、域内の地域的、国内的な安定を求めるものであり、主権を尊重し、いまでいう安全保障共同体を求めようとするものであり、政治統合を求め

교보문고 KYOBO Book Centre

るものでは毛頭なかった。また、経済的な統合(経済発展のための協力を図ろうとするものではあった)を求めるものでもなかった。このようなことから、世界的な地域経済統合の波においては、アジア太平洋、あるいはアジアにおいて、地域統合への動きは見られなかったといってよい。

2. 第2の波とアジア太平洋

(1) APECとARF

ASEANは、76年TAC(東南アジア友好協力条約)を結ぶなど、発展の動きを見せたが、アジア太平洋、アジアにおいて、地域統合が顕在化するのは、世界的な地域統合の第2の波においてであった。すなわち、それは、まず1989年にAPECが発足したことに現れる。APECは、第2の波に特徴的な、大規模な、大陸的な地域統合(より正確には、当初は経済協力が主であった)を目指すものであり、そこには、先進国と開発途上国の両方が属するものであった。そして、冷戦が終焉したことと軌を一にして形成され、91年には、中国、香港、台湾の「三つの中国」が加入し、20カ国(経済)以上が加入する大きなフレームワークとなった(政治的にも異質な国が含まれる)。93年にはシアトルの会議で(非公式)首脳会議が始まった。クリントン大統領は、この年、早稲田大学での講演において、新太平洋共同体(New Pacific Community)を提唱し、民主主義と自由経済を基にした太平洋共同体をとなえる。また94年にはインドネシアでの会議においてボゴール宣言が発せられ、2010年には先進国、2020年までには開発途上国の貿易、投資の完全なる自由化が目指されることになる。ここに、APECは、域内の自由化に大きく舵を切ったように見えた。

地域経済統合という観点から見れば、APECは、いくつかの意味できわめて特殊なものであった。一つは、それが、自由貿易協定でもなくましてや関税同盟でもなかったということである。APECは、域内で自由化(たとえば、関税の引き下げ、非関税障壁の撤廃)を追求するが、それは域外の国々にも無差別に均霑するというものであった。いわば、開かれた地域主義であった(これは、50年代、EECが形成される前のOEECに相当しよう)。また、それとの関連で、APECの自由化

교보문고 KYOBO Book Centre

のプロセスは、交渉ではなく、各国が自発的に自由化することであり、それは、協調的な単独主義(concerted unilateralism)と呼ばれた。このようなAPEC方式は、ASEAN方式と整合的である。

このようなAPECの自由化方式に対して、アメリカは、94年あたりで、とくにAPEC賢人会議の議長であった、F.バーグステンによって、自由貿易協定に限りなく近い案を作成していた。しかし、それは受け入れられなかった(当時、ASEANを中心にして、APECを自由化ではなく、経済協力に重点を置くものと考える潮流が強かった)。すなわち、多くの異質な国々を取り込んだ国際制度においては、その取り扱う問題領域(scope)は広くなり(APECにはさまざまな分野での協力が存在する)、また統合は浅くなる(主権の委譲はなかなかおきない)。

このような形でのAPECにおける自由化は、スムーズには進展しなかった。もちろん、半導体などの自由化を内容とするIT合意は、APECで採択され、96年には、WTOのルールとなった。しかし、それを林業などの他の分野にも応用しようとした96年から始まった、EVSL(Early Voluntary Sector Liberalization)は、失敗した。APECにおける自由化は、90年代の後半には頭打ちになった。これを克服しようとする手段の一つが、第3の波に見られる基本的に2国間の自由貿易協定の頻発であると考えられる(後述)。

また、APECと対応するように、安全保障の分野で、ARF(アセアン地域フォーラム)が1994年に発足した。ARFは、アジア太平洋の安全保障に関心を持ち役割を果たすことが出来る国々で形成されたものであり、それにはインドやEUも参加し、さらに、北朝鮮やパキスタンも参加してくる。経済分野でのAPECと同じように、この地域に利害関係を持つすべての国を含む、all-inclusiveな安全保障の枠組みであり、安全保障対話を通しての信頼醸成(trust building)、さらには予防外交、紛争処理を追求しようとするものであった。しかしながら、ARFは、当初の期待に反して、対話の枠組みとしては重要ではあるものの、具体的な安全保障問題の解決には、必ずしも有効な役割を果たしえなかった。96年の「台湾危機」、97年のアジア通貨危機を契機とした東ティモール、98年のインド・パキスタンの核実験、などに目に見える働きをしなかった。

교보문고 KYOBO Book Centre

APECとARFに共通して言えることは、ASEANの果たす役割である。APECもARFも、その行動様式としては、(交渉でなく)対話、コンセンサス、などを基本原理とし、ASEANの行動原理と近いものである。また、主催場所も、APECは(最初のころは)隔年で、ASEANと非ASEANの国で行われ、ARFは、つねにASEANのいずれかの国で行われる。したがって、たとえば、APECが全体として厳しい交渉を伴う自由貿易協定へ移行することは容易ではない。APECは、よく言われるようにオーストラリアと日本がイニシアティブをとって形成されたといわれ、また、ARFもカナダ、オーストラリア、日本が主導したといわれる。しかしながら、このような中で、ASEANは、自己が'driver's seat'に座ることは止めない。これは、一方で、アジア太平洋における地域形成において、誰がリーダーシップを取り、それが他の国々に認められるかを考えたとき、それはアメリカでもなく、日本でもない、また中国でもない、というリーダーシップの役割受容状況に関して、ASEANがデフォールトに主要な地位を占める構造になっており、他方では、経済統合や政治安全保障協力がASEANをハブにひろく同心円的にアジア太平洋全体に広がった、ということも一つの理由となっている。

(2) アジアからの反応—東アジア主義

i) ASEAN+3

APECは、アジア太平洋にまたがるものであった(transpacific)。しかしながら、アジアの側から、アジアにおけるまとまりを示す兆候もいくつか見られた。一つは、90年に当時のマレーシアのマハティール首相が中国の李鵬首相に言ったといわれる東アジア経済グループ(East Asian Economic Group−EAEG)である。これは、ASEANと日、中、韓という東アジアの国々(今で言えば、ASEAN+3)が協力し、当時停滞していたGATTのウルグアイ・ラウンドを促進し、また東アジアの協力を強めようとするものであった(ASEAN+3は、広域の、あるいは大陸規模の経済協力であり、第2の波の流れに沿ったものであると考えられる)。そして、ASEANの国々は、当時バブル最盛期の日本にリーダー

교보문고 KYOBO Book Centre

シップをとることを求めた。アメリカは、アジア太平洋という視点を強くもっており、当時のJ.ベーカー国務長官は、EAEGの動きを太平洋を分断するものであると強く非難し(1992年)、クリントン大統領が新太平洋共同体を論じたのは、93年であった。そして、同年、シアトルで開催されたAPECにおいて、クリントン大統領は、APEC首脳会議を開催するイニシアティブを発揮するのである。EAEGは、APECのなかでのひとつのコーカスであるとの位置づけ(East Asian Economic Caucus−EAEC)も行われたが、結局実を結ばなかった。いわば、transpacificがAsiaより強かったといえる。

このASEAN+3は、96年、ASEM(Asia Europe Meeting)において、はじめてグループとして活動した、といってよい。この動きに対して、アメリカは大きな反対を唱えなかった。これは、日本がバブル崩壊で弱まったことが明確になり、東アジアの協力や統合がアメリカに対する挑戦となることはないと思っていたのかもしれない。

ii) ASEANの経済統合と拡大

いまひとつは、ASEANの経済統合へ向けての動きである。先に述べたように、ASEANは、(経済でも安全保障でも)協力がASEANを超えて広域になると、ASEAN域内の統合や協力を高め、ASEANの存在意義を高めようとする。APECが発足し、また冷戦が終わると、ASEANは、ECと似たように、深化と拡大をはかる。92年ASEANは、アセアン自由貿易協定(AFTA)を発足させ、ASEAN域内の自由化をはかる。AFTAの発足の一つの契機は、海外からの投資を増大させようとするものであり、これまた地域統合の第2の波の特徴に合致するものであった。ASEANは、明確に自由貿易協定をその基盤の一つとするようになり、それが、ASEANの基本の一つとなり、以後、AFTAの達成は加速されることになる。そして、それは、現在進行中であるASEANの経済共同体、安全保障共同体、そして社会共同体へ向けての礎となる。

ASEANは、このように深化の道をとるとともに、冷戦後、ベトナム(95年)、ラオス、ミャンマー(97年)、カンボジア(99年)、への拡大を視野に置くようになる。この拡大に当たっては、もちろんカンボジアの加盟が遅れたように、政治的

교보문고 KYOBO Book Centre

な安定、経済的な条件などASEANの拡大は無条件ではなかった。しかし、その条件は、EUの拡大ほど明示的なものではなかった。また、新規加盟の国々は、もともとの加盟国と経済また政治的安定度などで格差があり、ASEANを不均質なものとした。このことは、AFTAの進展スケジュールに新規加盟国に例外措置を与えるということにも現れる。しかし、ここにASEAN10が達成されるのである。

(3) アジア太平洋(Transpacific)から東アジアへ

i) ASEAN+3、東アジア共同体、東アジア・サミット

先に述べたように、90年代の後半になると、太平洋を跨ぐAPECは、貿易、経済の自由化という面では、停滞する。そして、97年は、アジア太平洋からアジアにシフトする一つの節目となった。97年初頭、日本の橋本龍太郎首相は、ASEANと日本で首脳会議を開催することを提案した。しかし、ASEANからの回答は、日本だけではなく、中国、韓国を含めた首脳会談を開催することであり、同年末、ASEANと日、中、韓の首脳会談が開催された。これが以後制度化し、ASEAN+3となった。アジアへのシフトのひとつの要因は、97年7月に発生したいわゆるアジア通貨危機、経済危機であった。タイのバーツの暴落に始まった通貨危機は、インドネシア、韓国などに広がり、経済的(そして、インドネシアに見られるように政治的)に大きなダメージを与えた。この危機は、結果として短期間(2年ぐらい)で克服された。しかし、このアジア通貨危機において、IMFは有効に作動せず、またAPECも有効な手立てを供し得なかった。アジア通貨危機は、一方で、「東アジアの奇跡」に疑問を呈示させ、アメリカのアジア「軽視」につながるとともに、他方では、アジアにおける協力の必要性を東アジア諸国に感じせしめた。たとえば、2001年のASEAN+3の通貨融通性のチェンマイ・イニシアティブの創設である(ただし、これは、IMFと強くリンクしている)。そして、98年、韓国の金大中大統領は、東アジアビジョングループを提起する。これは、もともとはアジア通貨危機に対応する諸策を東アジア諸国の識者に問うものであったが、2001年にまとめられた報告書は、ひろく東アジアの協力

교보문고 KYOBO Book Centre

を志向するものとなった。また、日本も2002年１月、最初の外国訪問をASEANにした小泉純一郎首相は、シンガポールで、東アジア共同体を呈示する。日本の東アジア共同体は、どちらかというと、ASEANに主眼があり、2003年末には、東京で、日本―ASEANの首脳会議が開催される。

そして、これらの流れの中で、2005年、ASEAN+6の東アジア・サミットが開催されることになる。

ii）地域統合の理論へのインパクト

以上、大規模な地域統合を特徴とする第2の波におけるアジア太平洋の経済統合、協力、さらに、東アジアでの動きを考察した。そして、90年代末以降、アジア太平洋からアジアへ大きなシフトが起きたことを明らかにした。ただ問題は、第1の波で作られた理論は、均質な国々の小規模な統合を念頭においていたものであり、新機能主義(政治統合を最終段階とする)も、また、コミュニケーションを媒介する基本的な価値の共有をベースとするドイッチュ流の多元的安全保障共同体も必ずしも第2の波の大規模な統合を説明するには、十分な、あるいは適切なものではなくなった。もちろん、ヨーロッパにおける統合の深化に関しては、新機能主義の復活という面も存在したが、第2の波で形成された大規模な地域統合(APEC、NAFTAさらには、潜在的なFTAA)は、政治的な統合を追及するものではなかった。また第2の波の統合は、異質な国によって構成されており、(リベラルな)価値を(同じレベルで)共有するものではなかった(もちろん、NAFTAはそれに近かったし、93年のクリントン大統領の新太平洋共同体は、自由な経済と民主主義を基盤として求めるものであった)。第2の波の地域統合を理論的に如何に捉えるか、いくつかのものを例示的に示しておこう。

新しい多元的安全保障共同体論

一つは、ドイッチュとは違った意味での安全保障共同体概念の登場である。繰り返していえば、ドイッチュの多元的安全保障共同体は、ある地域を考えた場合、そこでの社会、人々の間に基本的な価値(ドイッチュが想定しているのはリベラルな価値)が共有され、その地域にいくつかの国家が並立していても、そ

교보문고 KYOBO Book Centre

れらの国の間には紛争は発生しようが、紛争の解決に武力が使われることは考えられない(可能性はほとんどない)、という状態を指す。しかし、たとえば、ASEANをみても、それはエリートのレベルで共通の価値が共有されているかもしれないが、一般の人々の間、また政治体制が民主主義や人権尊重を共有しているとはいえない。しかしながら、ASEANは、加盟国間に戦争の起きる可能性はほとんどない。このような安全保障共同体を同定し、それを説明するかがひとつの課題となった[17]。たとえば、安全保障共同体は、ウエストファリア体制の中で、国家間に紛争の平和的解決、内政不干渉などの行動規範が共有されていくことによって成り立つ、というコンストラクティビスト的な仮説が提示されることになり、これはASEANをめぐって現在まで続いている。

「地域」概念の再検討

また、第2の波においては、大規模な地域統合が目指されたため、たとえば、アジア太平洋(あるいはアジア)と西半球(さらには、2000年代に中欧に拡大するEU)をみて、地域とはなにか、それはいかにして認識され、形成されるのか、ということが、ひとつの大きな研究課題となった。もちろん、経済学からいえば、最適通貨圏や、最適な関税同盟[18](最も効率がよい、域内外を問わず、経済厚生が増大する関税同盟のあり方)などが論じられようが、現実の場においては、地域とは、それ自体存在するものではなく、人間が認識し、かたちづくって行くものである。またそれは、政治的、経済的な条件で変化するものである。このように、地域の認識、アイデンティティが如何に形成され、変化するのかが研究されるようになる。コンストラクティビズムのいまひとつの研究領域である[19]。

17) Emanuel Adler and Michael Barnett, eds., *Security Communities*. Cambridge : Cambridge University Press, 1998

18) Kemp, Murray C. and Henry Wan, Jr. 1976. "An Elementary Proposition Concerning the Formation of Customs Unions," *Journal of International Economics* 6, (February), pp. 95-97.

19) たとえば、大庭三枝『アジア太平洋地域形成への道程』ミネルヴァ書房、2004年。

교보문고 KYOBO Book Centre

3. 第3の波と東アジア

1）二国間FTA

90年代末から2000年代前半にかけてのASEAN +3や東アジア共同体などの東アジアにおける協力の動きは、世界の経済統合の動きから言えば、まさに第3の波の中で行われた。繰り返していえば、第3の波は、第1の波(EU)の深化、拡大、第2の波(大規模統合mega-regionalism)にかぶさるような形で、二国間のFTAが雨後の筍のように形成されていったという現象である(ASEAN+3やASEAN+6は、それをベースにした広域のFTAが構想されているが、いまだ実現されていない)。二国間のFTAの族生という現象は、すでに、前節で述べたように、移行経済諸国間のものも多く、また、大陸をまたぐ交差地域的なものが多く現れた、というものである。

二国間のFTAといってもいくつか種類がある。一つは字義通り、二つの国の間の新規のFTAである。いまひとつは、すでに多国間の関税同盟あるいはFTAがあり、それにあるひとつの国がFTAを結ぶ、というものである。たとえば、EUとある国がFTAを結ぶ、あるいは、ASEANがある国とFTAを結ぶ、というのがそれにあたろう。これは、既存の多国間の関税同盟やFTAに新規にある国が加わるという、「拡大」とは異なる。拡大は、基本的には新規加盟国が、既存の加盟国と同じ権利義務を負うことである(たとえば、90年代のASEANの拡大)。これに対して、ある多国間の関税同盟やFTAとある国が新規にFTAを結ぶとき、新規にFTAを結んだ国は、既存の加盟国が負う権利義務を負わない(たとえば、日本−ASEAN自由貿易協定)。

アジア(あるいはアジア太平洋)において、90年代末から2000年代にかけて、多くのFTAが結ばれた。そして、そこでの大きな特徴のひとつは、日本、韓国、そして(2001年にWTOに加盟したばかりの)中国という、それまでFTAなり関税同盟という(GATT/WTOのもとで)地域経済統合に入っていなかった東アジアの国がさまざまなFTAを結び始めたということである。周知のように、日本は、1998年9月に小倉和夫駐韓大使が日韓自由貿易協定を結ぶべきだと発言し10月に金大中大統領が訪日して以来、日韓FTAの機運が盛り上がり、2003年には締

교보문고 KYOBO Book Centre

結交渉が始まる(ただし、いまだ締結されるに至っていない)。1999年に交渉を始めたシンガポールとの間では2001年経済連携協定がむすばれる(翌年1月発効)。ついで、発効しているものでは、メキシコ(2005年)、マレーシア(2006年)、さらにフィリピンやタイのASEAN諸国と個別に、また、ASEAN全体とのFTAが結ばれる。さらに、インド、スイスなどともFTAが結ばれる。オーストラリアなどとも交渉を行っている。

中国は、いまだWTOに加入していない2000年11月の中国―ASEANサミットにおいて、朱容基首相が、中国とASEANの間での自由貿易地域をつくろうとの提案を行う[20]。2002年11月、第8回中国－ASEANサミットにおいて、ACFTA Framework Agreement が結ばれる。そこでは、2010年までに、ASEANの90年代に加入した4カ国を除く6カ国と、財の貿易について自由貿易地域をつくる、というものである(4カ国とは2015年までとされた)。これは、中国にとっての初めてのFTAであり、またASEANにとって、ASEAN全体で他の国とむすぶはじめてのFTAであった。そして、2004年、ACFTAのEarly Harvest Programme(EHP)が開始される。2005年、財の貿易についての合意が発効する。また、中国は、いまや台湾は言うに及ばず、アフリカを含みいくつかの国とFTAを結び、また交渉をおこなっている。

韓国もまた、アジア通貨危機のあたりから、自由貿易協定の締結に乗り出し、日本との交渉を行い、チリやシンガポール、さらにEFTAのノルウェーなど4カ国とFTAを結び、2006年5月、ASEANとのFTAを合意する。さらに、EU、アメリカとFTAを結び、中国とのFTA交渉を始めようとしている。韓国はシンガポールとともに東アジアにおけるFTAのネットワーク作りをリードしている。

2）FTAネットワークの特徴

以上のような動きを、ASEANと日、中、韓という東アジアという空間から見

20）中国－ASEAN自由貿易協定に関しては、Alyssa Greenwald, “The ASEAN-China Free Trade Area (ACFTA): A Legal Response to China’s Economic Rise?” Duke Journal of Comparative and International Law, 16, pp.193- http://www.law.duke.edu/journals/djcil/articles/djcil16p193.htm

교보문고 KYOBO Book Centre

れば、現在そこには興味ある構造が見られる。このことは、いくつかのインプリケーションを持つ。

一つは、ASEANをハブとしてみると、そこには、一方で、ASEANがタコ足のように、FTAを展開していることである。ASEANは、日、中、韓だけではなく、インド、EU、アメリカとのFTAがらみの交渉をしている(あるいはすでにFTAが作られている)。他方では、ASEANをめぐってのFTA締結の競争が行われている。たとえば、先に述べたように、2000年代初頭から、日本、中国がASEANとのFTAへ向けて動き出すと、アメリカは、2002年10月、EAI(Enterprise for ASEAN Initiative−−アセアン計画イニシアティブとでも訳せようか)を発する。それは、ASEANとのFTAを目指しながらも、ASEAN全体ではなく、個別の加盟国とのFTAを目指すものであり、相手は、WTOの加盟国であり、また、アメリカと貿易投資の枠組み合意(Trade and Investment Framework Agreement)を結んでいる国である。すなわち、一方で、ASEAN獲得の競争があり、他方では、ASEANの多角化戦略がそれに対応している。

いま一つは、ASEANと中国、ASEANと韓国との間には、ASEANをひとつとしてFTAが締結されており、日本もシンガポール、フィリピン、マレーシアなど、ASEANの個別の国々とFTAを結び、さらにASEAN全体とのFTAを結んでいる。しかしながら、日、中、韓の間には、二国間(多角的なものはいうまでもなく)のFTAはいまだ締結されていない。もちろん、先に述べたように、日韓、あるいは韓中の間のFTAは交渉中か、検討されており、近い将来、日中韓のいずれかの2国間でFTAが結ばれる可能性がある。さらに、2008年から始まった、日中韓3国の首脳会議をベースとして、日中韓のFTAも結ばれるかもしれない。

しかしながら、ASEANと日、中、韓の間を考えると、現在のところ、ASEANを中心として、ハブ・スポーク・システム(hub−spoke system)が形成されているように見える。すなわち、ASEANを車の軸(hub)として、そこから中国、韓国、日本へスポークが出ており、しかし、スポークの先端同士は結びつきがない、というものである(もちろん、これは、FTAのネットワークという観点から見たものであり、たとえば、チェンマイ・イにシアティブに基づく、日中韓

교보문고 KYOBO Book Centre

とASEANの二国間のスワップ協定は、日、中、韓の間でも協定が形成されている。またいまでは、共通の基金も持っている)。これは、スポークの先の国々の間が、軸となる国(あるいは地域)との関係と比べると弱いものであることを示す。通常、ハブ・スポーク・システムは、軸となる国(地域)が強く、それにスポークの先端の国がくっ付いているという状態を指す。たとえば、よく言われるのは、アジア太平洋においてアメリカが展開する同盟システムである。そこでは、アメリカを軸として、韓国、日本、オーストラリアがスポークの先端にあり、韓国、日本、オーストラリアの間には同盟関係がない。また、経済統合の分野でも、EUを中心として、さまざまな国がEUとFTAを結んでいるが、それら相手の国々の間には、FTAがないのが通常である。ところが、ASEANを軸とする日、中、韓は、経済的に言えば、ASEANは、もっとも弱いものである。したがって、ASEAN、日、中、韓は、「逆ハブ・スポーク・システム」と呼ぶことができよう。そして、この「逆ハブ・スポーク・システム」は、単に歴史的な経緯の結果であり、広域のFTA形成への中間地点だと考えても、ASEANが弱いにもかかわらず、影響力が強く、ASEAN+3のdriver's seatに座れるゆえんの一つであると考えられる。

3) 統合理論へのインパクト

第3の波の特徴は、繰り返して言えば、二国間FTAの蔓延である。したがって、地域統合の第3の波の理論は、この二国間FTAの蔓延を説明するものでなくてはならない。ここで、R.ボールドウィンのFTAのドミノ理論が重要である[21]。それは、単純にいえば、ある二つの国(AとB)の間でFTAが結ばれたとすると、Aに対する輸出でBと競争状態にある国(企業)は、A―BのFTAで不利になる。そうすると、その国はAとFTAをむすぶインセンティブをもつ。もしAと

21) ボールドウィンのドミノ理論にはいくつかのヴァージョンがあるが、たとえば、Richard Baldwin, "A Domino Theory of Regionalism," Graduate Institute of International Studies, University of Geneva, September 1993, revised 1994, http://hei.unige.ch/~baldwin/AcademicPapers/AcademicPaperFiles/dom_old.pdf. Richard Baldwin, Simon Evenett and Patrick Low, 'Beyond Tariffs: Multilateralizaing Non-Tariff RTA Commitments,' in Richard Baldwin and Patrick Low, eds., op. cit. Multilaterlizing ...chapter 3.

교보문고 KYOBO Book Centre

の交渉がうまく行かない場合には、他の国々とのFTAの形成をはかろうとしよう。このようして、FTAはFTA間の競争を通して、拡散して行く。

ただ、問題は、FTAが地域統合にどのような意味を持っているか、あるいは世界の経済自由化とルールづくりにどのような機能を果たすかを明らかにすることであろう。一つは、すでに述べたように、FTAは、関税同盟とは異なり、主権の委譲の程度が低く、その点で、第1の波で想定された経済統合とは異なるものである。また、交差的なFTAが多く結ばれており、旧来の近隣諸国間の地域主義とは異なり、さらに第2の波の大陸規模の地域統合をも超えたものである。さらに、第3の波におけるFTAは、単に関税だけではなく投資の自由化、また知的財産権などのさまざまな分野での項目を取り込んだものである(WTO+α、WTO+x)。このようなことを念頭に入れると、FTAとグローバルな自由化との関係が検討されなければならない。

また、FTAの蔓延という観点から地域統合を考えるとき、それは、EUのように、すでに高度の制度化を果たしている地域統合の内部の統合深化には応用できない。ここに、地域統合の理論に関して、一方では、EUに焦点を当てた理論とFTAを中心として進んでいる地域統合とは別の枠組みで分析されなければならないことになる。

4. 第4の波──アジア太平洋と多角的FTA

1）アメリカのアジア太平洋への回帰とFTAの多角化

第3の波の特徴である2国間FTAが族生する中、上で見たように、ASEAN、日、中、韓という東アジアの統合、協力が進んでいった。それは、東アジア共同体の中核である。ここで、この地においては、アジア太平洋(trans-Pacific)とアジアが常にといってよいほど拮抗、緊張を伴うものであったことを想起してみよう。東アジアの統合への方向に対して、すでに述べたように、アメリカは、アセアン計画イニシアティブ(EAI)をつとに提示し、ASEAN市場への参加を図ってきた。しかしながら、90年代末のアジア通貨危機以後、アメリカの東アジアへの地域としての関心は高くはなく、さらに、2001年の9.11事件からのアフガニスタ

교보문고 KYOBO Book Centre

ン戦争、イラク戦争と、アメリカの関心は東アジアの地域形成から大きく離れた。

しかし、2000年代半ばを過ぎると、アメリカは、再びアジア太平洋への関与を強めようとする。それは、台頭する中国に対抗しようとすることと、経済の興隆著しいアジアへ参入しようとするものであった。2000年代の半ば、アメリカは、APECの自由貿易協定化(FTAAP)を提案するようになる。その動きのリーダーであるF.バーグステンによれば、FTAAPは、APEC加盟国にアメリカを取るか中国を取るか、という厳しい選択をせまることを避けることを可能にするものであった。ブッシュ(子)政権の末期、米国通商代表のS.シュワッブは、TPPへの参加交渉を明らかにする。オバマ政権は、支持基盤の労働組合の意向を確かめつつ、TPPへの交渉のイニシアティブをとる。すでに述べたように、2010年、横浜でのAPECの会議において、FTAAPの形成のベースとして、ASEAN+3、ASEAN+6とともに、TPPが挙げられる。そして、2011年のハワイでのAPECの会議で、日本がTPPへの交渉参加の意思を表明すると、ASEANは、ASEAN+6のFTAをもって対抗しようとする。中国はそれを支持する。

FTAPPはいうに及ばず、TPPも、またASEAN+3。ASEAN+6の二つをベースにしたFTAも、いまだ交渉中か、あるいは計画・研究中である。したがって、最終的にはどのようなものになるか確かではない。しかしながら、それらは、多角的なFTAであり、二国間のFTAに取って代わるものではなくとも、分断した地域を纏め上げるものとはなろう。また、そのなかで、TPPとASEAN+3やASEAN+6が自由化とルール形成をめぐって競合することになると考えられる。しかし、それは、制度(多角的FTA)を通しての、競争的な自由化と考えればよい。もちろん、それらの多角的なFTAが相互に排他的なものになることは厳に慎むべきことではあろうが。

また、政治・安全保障面においては、アメリカは、ブッシュ(子)政権の末以来中国と二国間の戦略対話を進めているが、オバマ政権になると、中国との戦略対話を拡大するとともに、TACに加盟し(2009年)、2011年からは、東アジア・サミットに参加する。ASEAN+3は、2005年、ASEAN+6の東アジア・サミットと並立することとなったが、東アジア・サミットは2011年にASEAN+8となっ

교보문고 KYOBO Book Centre

た。ASEAN+8の東アジア・サミットは、域内の主要大国すべてを含み、安全保障問題を主テーマとして取り上げることの出来る、太平洋全体をカバーする初めてのサミットである。それは、18カ国から構成され、その点では、APEC(21国、地域)に匹敵するものである。

2）多角的FTAの理論的な問題点

現在のアジア太平洋においては、第3の波にひきつづいて、二国(者)間のFTAの形成が見られる。韓国はFTA形成の先頭を走っており、アメリカ、EUとFTAをむすび、いまや中国とFTAを結ぶ交渉を始めようとしている。ある意味で、韓国は主要貿易相手国(地域)のほとんどすべてとFTAをむすぶことになる。これに対して、日本は、主要貿易相手国であるアメリカ、EU、中国とFTAをむすんでいない。このような国によるデコボコはあるが、二者間のFTAの形成は引き続き見られるであろう。

これと同時に、多くは計画や交渉中ではあっても、広域の、多角的なFTAの形成が目指されるようになっており、FTAAPは、第2の波で見られたアジア太平洋における大陸規模の経済統合をFTAという形で進めようとするものである。このような多角的なFTA、FTAの多角化はどのような意味を持っているのであろうか。一つは、すでに述べたように、二国間FTAによって、複雑になり(スパゲッティ・ボール)、分断された地域を広域化し、よりすっきりとした、ものにしようとすることである。たとえば、原産地規則を統一的なものとし、二国間FTAの競争性、排他性をなるべく抑えようとすることである。いま一つは、経済学的にいって、より広域的なFTAは、小さいものに比べて、経済厚生を向上させるという理由である。また三つには、広域のFTAは、たんに自由化による経済厚生を向上させるだけではなく、そこで作られたルールが、他の地域に対して、また世界的に優位な位置を占めるということである。現在の二国間、また多国間のFTAは、貿易、生産、投資、サービスなどな複雑に絡み合ったグローバル化した国際経済システムに対応するルールを作り出すものとなっている。このようなルールをより広域的なものとするためには、FTAの広域化が必要なの

교보문고 KYOBO Book Centre

である。

このようなFTAの広域化、また広域FTAは、以上のようなそれをプッシュする要因があるとともに、乗り越えなければならないいくつかの問題点もある。

一つは、二国間のFTAは、相手の選択、例外品目の設定、協力分野の選定などきわめてフレクシブルであり、二国間の状況に応じたtailor-madeなFTAが可能であった。しかし、多国間、また広域のFTAは、参加国の利害調整がきわめて複雑になり、合意に達するのが難しい。

二つには、それと関連して、R.ボールドウィンのいうFTAのドミノ理論が、広域のFTAへの単純な適応が容易ではない、ということである。たとえば、米韓FTAが出来れば、日本は、対米輸出に危機感を持ち、日米FTAを作ろうとするインセンティブが強く働く(実際にそれが出来るかどうかは別として)。しかし、TPPとASEAN+6(CEPA)ではどうであろうか。

三つには、もちろん例外はいくつか存在しようが、広域FTAは、メンバーの選定に関して、地域という概念を再出させる。第3の波における二国間FTAは、特定の地域とは別個に形成され、ときには遠隔の地にある国とのFTAも結ばれた。これに対して現在見られる広域FTAは、ASEAN+3、ASEAN+6、さらにはFTAAPなど、いわゆる地域をベースとするものである。したがって、地域のアイデンティティなどが問題となってくる。TPPなどの、地域とは離れた広域のFTAも存在するが、それは、暫定的なもので、アジア太平洋への礎石という側面が強い。

3）柔軟なガバナンス構造と制度的リアリズム、制度的バランシング

以上、アジア太平洋、東アジアに関して、地域経済統合、それもFTAの形成と言う観点からの考察を行ってきた。これらの議論の中で明らかになったことは、アジア太平洋/東アジアには、FTAから見ても多様なFTAが存在する。安全保障分野においても、ARF、拡大アセアン国防相会議、さらには、アメリカを軸とする同盟網も存在する。また、ASEAN+3、ASEAN+6、ASEAN+8(東アジア・サミット)、日中韓、など多角的FTAのベースとなり、かつ経済だけで

교보문고 KYOBO Book Centre

はなく、安全保障などの多様なアジェンダを取り扱うサミットも存在する。アジア太平洋においては、これら多様な地域制度やフォーラムが織り成す柔軟なガバナンス構造を持っている。その中で、各国はそれぞれの経済的、安全保障上の利益に基づきながら、地域制度をつくり、活用・利用する。この後者の、各国がそれぞれの国益にもついて、制度をつくり、制度を利用するという観点は、まさに現実主義(リアリズム)の視点である。そして、各国が、力の分布の変化が著しいアジア太平洋において、バランスをとるために制度を利用を利用するという現象が制度的バランシングと呼ばれるものである[22)]。すでに述べた例で言えば、ASEAN+3とASEAN+6(東アジア・サミット)が並列して存在することになったのも、中国の立場と中国とバランスをとろうとした国々との綱引きの結果である。また、アメリカが中国の台頭を念頭において東アジア・サミットに加盟したことも、あるいは中国抜きのTPPを進めていること、さらにそれに対してASEANと中国がASEAN+6のFTAを掲げていることも、また、中国が韓中FTAに熱心なのも、制度的バランシングの例であろう。

本項で述べてきたアジア太平洋における広域のFTAの形成は、このような政治的な文脈を無視しえ考えることはできないであろう。FTAの競争は経済次元での競争を引きおこすとともに、政治的な競争の次元を含んでいるのである。とはいえ、国際制度一般、あるいは広域のFTAを考えても、それらは、それら自身の目的を持っており、それは参加国の共通の目的(たとえば、貿易の自由化、ルールの形成)を持っており、それを達成するための協力と規律を作り出そうとするものである。これは、リベラリズムからの国際制度のとらえ方である。現在は、国際制度をめぐって、リアリアズム(制度的リアリズム)とリベラリズム(制度的リベラリズム)があざなえる縄のように複雑な関係を示しているといえよう。

22) Kai He, *Institutional Balancing*, London: Routledge, 2008.

교보문고 KYOBO Book Centre

おわりに

本稿で明らかになったことの一つは、アジア太平洋、東アジアにおける地域統合の展開は、グローバルに見られる４つの地域統合の波に対応するところの大きいものであった。ASEANの形成を除いて、第1の波に対応する地域的な協力や統合は見られなかったが、第2の波のなかで、アジア太平洋全域を覆う大規模な、そして先進国と開発途上国双方を含むAPECが形成される。90年代後半、ASEAN+3が台頭したが、それは大陸規模の、また先進国と開発途上国、さらにさまざまな政治体制を持つ国々をメンバーに持つ第2の波の特徴を顕著に持つものであった。90年代末から、二国間のFTAの拡大という第3の波が押し寄せ、東アジアの国々も、こぞって二国(者)間FTAを結ぶようになる。2000年代半ばを過ぎると、APEC全体のFTA化(FTAAP)が構想されるようになり、ASEAN+3やASEAN+6は、TPPとともに、FTAAP形成のための礎石とされるのである。第4の波の萌芽である。

二つには、地域統合の理論の大筋は、第1の波の中で形成された。それは、バラッサ的な経済統合論、ハース的な新機能主義、そしてドイッチュ的な交流理論である。しかし、その後、異なる特徴を持った地域統合が現れるにしたがって、理論の改善や新しい理論が提出されることになった。たとえば、第2の波の大規模な地域統合が形成されてくると、多元的安全保障共同体の理論も、ドイッチュ的な価値の共有にもとづいたものだけではなく、いくつかの異なるタイプの安全保障共同体、また地域の安全保障複合体のモデルが提出される。また、第3の波で、二国間FTAの族生が顕著になると、R.ボールドウィンのFTAのドミノ理論が出てくる。第3の波で形成された二国間FTAのネットワークは、第1の波の地域統合とは極めて異なるものであった。第4の波では、広域のFTAの形成が求められるのであるが、それは一方では煩雑になった二国間FTAのネットワークを矯正するとともに、他方では、より広い地域での自由化とルール作りを目指すものとなっている。そして、そこでは、さまざまなレベルの多層的な制度やフォーラムが形成されているので、それらを全体として、各国がそれぞ

교보문고 KYOBO Book Centre

れの国益に基づいて、いかに利用するかという制度的リアリズムや制度的バランシングなどの理論が考案されるのである。そして、この間、高度に統合が進み制度化されたEUに関しては、EUそのものの制度や域内での政策決定などに焦点を合わせた理論が蓄積されてくるのである。

とはいえ、第1の波で地域統合に課されたヴィジョンは、いまだ大きな意味を持っている。それは、ある地域において、近隣諸国の間に、密接な経済関係が存在し、安全保障でも武力行使の可能性がまったくなく、社会的にも基本的な価値を共有し、共通の問題に取り組むための地域的なガバナンスが存在する、という地域である。東アジアにおいて、このようなヴィジョンを実現する努力は、今後ともいき続けなければならないものであろう。

교보문고 KYOBO Book Centre